

平塚市告示第 308 号
令和 8 年 7 月 31 日

平塚市長 落合 克宏

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、次のとおり公示する。
なお、送達すべき書類は納税課で保管しているので、申出があれば、いつでも送達すべき者に交付する。

記

送達すべき書類の根拠となる法令 地方税法第 371 条、第 702 条の 8

氏名	
清水	美智誉
中島	大介
福田	治雄
本橋	正光
大野	正博 外 1 名

以上